

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号
許認可等の種類	土地の掘削許可	根拠条項	第3条第1項
審査基準	<p>1 申請者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有すること。</p> <p>2 次の各号（温泉法第4条第1項各号）に該当しないこと。</p> <p>① 申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。</p> <p>② 申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準（温泉法施行規則第1条の2各号）に適合しないものであると認めるとき。</p> <p>③ 前2号に掲げるもののほか、申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>④ 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>⑤ 申請者が次の事由により土地の掘削許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>○ 温泉法の規定又は温泉法の規定に基づく命令若しくは処分への違反（温泉法第9条第1項第3号）</p> <p>○ 下記第4項の規定により付された許可の条件への違反（温泉法第9条第1項第4号）</p> <p>⑥ 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>3 佐賀県環境審議会温泉部会において許可することが適当とされたとき</p> <p>4 この許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。（温泉法第4条第3項）</p>		
	※ 佐賀県環境審議会温泉部会の答申後10日		
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課
		交付機関	薬務課
標準処理期間		上記※	
標準経由期間		日	
目次NO			5